

弁護士法の一部改正
- 弁護士資格の特例の拡充について -

原則（弁護士法第4条）

司法修習生の修習を終えた者

特例

最高裁判官（改正前の弁護士法第5条第1号）

簡裁判事、検察官、裁判所調査官・事務官、法務事務官、司法研修所等の教官、衆・参議院法制局参事、内閣法制局参事官（同条第2号）
司法試験合格後、経験年数5年以上

大学等の法律学の教授、助教授（同条第3号）
経験年数5年以上



< 拡充された制度 >

企業法務等の担当者、公務員

司法試験合格後、裁判手続関係等所定の法律関係事務（ ）に、7年以上従事
所定の研修を修了

国会議員

司法試験合格後、経験年数5年以上
所定の研修を修了

政令に定める試験を経て任命された検事(いわゆる特任検事)

検事としての経験年数5年以上
所定の研修を修了

() 法律事務の例

企業法務等の担当者 ... 裁判手続関係、契約関係 等
公務員 ... 裁判手続関係、法令の立案 等